



平成31年1月号NO.24

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。
皆様にとって素敵な一年になりますように、お勧めのお正月の過ごし方について紹介させていただきます
【書初め】

2日・3日は「事始めの日」と呼ばれています。
1年の抱負を記すことは、神様への決意表明にもなります！ちなみに墨をすって…と本格的なものでなく
てもよく、ノートや手帳でもOKです！
【新しいものを身に着ける】
服、財布、鞄など、新しいものをおろしてパワーをもらいましょう！
今年も皆様に有益な情報と、クスッと笑える記事をお届けします！



アプローチレター製作委員会



【インデックス】

1. コラム～当方代表が交代で書きます・語ります！～
2. 特集「相続法改正（配偶者の保護に関する改正）」
3. アプローチ相談室
4. アプローチ女子会
5. アプローチからのお知らせ
6. アプローチ外部講師派遣のご案内
7. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

- | | |
|-------|--------|
| 安立 裕司 | 江川 琢磨 |
| 後藤 泉名 | 大杉 美恵子 |
| 三浦 千穂 | |

1.コラム 「一番入りたい事務所」

新年 明けましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしくお願ひします。

平成最後の年がいよいよ始まりましたね。次の元号どうなるのでしょうか。

ひょっとして「安立」（アンリツ）だったりして（笑）

「安立」は「安心立命」、心安らかに身を天に任せ、人力を尽くして
身を天命に任せる、という程の意味で、実は結構良い名字なのでは
と思っています。「安」という字は、うかんむりに女と書きます。
うかんむり＝家を表しますので、家に女人人が居ると「安らぐ」
という意味なのです。

物の値段が「高い」と言いますが、その反対は「安い」です。

「高い」の反対なら「低い」のはず。でも「安い」。

これは、安いと心が安らぐからなのかも知れません。



さて、新年といえば今年の抱負・目標。

発表します！アプローチの目標は「名古屋で一番入りたい事務所」を目指す！です。

これは、次の循環が達成できたらなれると考えています。

スタート①お客様・依頼者に喜ばれる仕事をする→②正当な報酬を頂戴する→③利益が出る→④より
お客様・依頼者に喜ばれる業務・サービスの開発、知識の習得、人材採用に投資ができ、給与・福利
厚生をもっと充実させることができる→⑤職員がやりがいと誇りを持つことができる→⑥もっとお客様・
依頼者に喜ばれる仕事が出来る様になる→⑦自分の事務所を自慢したくなる→⑧口コミと紹介で
成長意欲の高い人が入りたいと言ってくる・・・

顧客満足（CS=Customer Satisfaction）が先か従業員満足（ES=Employee Satisfaction）が先かという話がありますが、当然、CSが先だと考えています。それは決してお客様を神様として扱うという意味ではなく、まずは、ちゃんと良い仕事をするということ。依頼者を自分の親や子供だと思って本気で提案することです。そうすることで、CSは絶対に高まります。そして、それで得た利益でESを高めていくのだと考えています。アプローチも最初は事務所としてまだまだでしたが、少しずつESを高める施策をしてきました。もちろん、まだまだですが。ここで大事なことは、給料、勤務時間、残業時間、休日、長期休暇、退職金積立、福利厚生、立地等の単なる条件だけを重視してはいけないということです。衣食足りて礼節を知る、という諺もある様に、もちろん、ある程度は高める必要はあります。でも、これらの条件は、要は、個々人の欲求。人によって全く違いますし、欲求にはキリがありません。一つ満足すると次の欲求が生まれ、そして、それが満たされるまで不満が続きます。ESは高めていく必要がありますが、そこを極端に重視する会社が潰れる理由がここにあります。ESは結局自己利益になってしまいがちで、社員全員の自己利益を満たすことなんてできる訳がないんですね。

では、どうするか？

ある程度のESを高めた上で、次の段階。即ち、EH（Employee Happiness=従業員幸福度）を追求して行くのだと思っています。お金持ちが全員幸せとは限りませんし、貧乏だから不幸せという訳ではありません。凄く恵まれている様に見える家庭でも家族仲が最悪のときもありますし、恵まれて無さそうに見えても幸せな家庭もあります。

これは、明らかに、「条件」とは違う尺度があるということです。

それは何か？

僕は、それは「利他の精神」だと思います。

自分のことより人の為に何かする方が幸福度が高い、という研究結果もあるそうです。いろいろ調べたり読んだり勉強したのですが、「人の役に立ち、人を助け、人に喜ばれる事務所」というアプローチの理念の中に答えを見つけました。当初は、この「人」は「仕事で関わってくれている人たち」という定義でしたが、今年からはここに「事務所の中の人とその家族」を加えてみます。

仕事は所詮「道具」。人生を楽しみ、より幸せになるための道具に過ぎません。仕事のせいで家族が不幸になったり、自分が不幸になっては本末転倒です。この様に考えると、働き方も自ずと人それぞれということになります。事務所の理念に共感してくれているという前提ですが、個々の職員の考え方・働き方・将来の希望等をよく聞き、その人がなりたい自分になれる様に応援する事務所になろうと思います。

野球で例えるとイメージが付き易いかも。

例えば、同じ野球でも、草野球で楽しみたい人、健康のために運動したいけどたまたま野球をしたい人、甲子園を目指す人、プロになりたい人、いろいろな目的・目標の人があります。この人達は、誰が一番偉いということはありません。目的・目標が違うだけです。でも、この人達がチームメイトとして試合をしても一丸とはなれませんし成果もでません。プロになりたい人の中に健康のための人が混じっていてはチームとして困ります。そういう人には、別の集団に移って貢献の方がお互いに良さそうです。でも、それぞれの目的が一致している人の集まりにすれば、すごい成果が出そうですし、みんなハッピー。要は、一つの事務所の中で、全員がプロを目指すというポジションである必要はないのではないかと考えるに至りました。業務の難易、重要度は、案件によって異なります。

そういう「どこを目指すのか」を面談を通してよく聞きながら、その人の成りたい自分になれる様に応援する事務所。

そんな事務所を目指してみようと思います。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

平成31年1月1日

司法書士法人アプローチ

代表司法書士 安立 裕司



2.特集 相続法改正（配偶者の保護に関する改正）

担当：江川 琢磨

平成30年7月6日、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立し、同13日に公布されました。実に約40年ぶりの相続法の改正となるわけですが、今回の改正では高齢化による社会情勢の変化によって高齢で取り残されがちな配偶者の生活に対する配慮が色濃く反映されたものとなりました。今回はこの配偶者に関する改正を含め、配偶者を取り巻く現状について取り上げてみたいと思います。

※施行日は原則として公布の日から1年以内の政令で定める日(遅くとも2019年7月12日まで。)とされています。ただし、いくつか例外があり、その中で配偶者居住権に関しては2020年7月12日までの間とされています。

1. 配偶者居住権の創設

改正法では、新たに配偶者短期居住権と配偶者居住権（長期居住権）の2つが創設されました。現行では、被相続人が所有していた住宅に配偶者が無償で住んでいた場合、原則として被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推認するという判例の取り扱いによって、少なくとも相続開始から遺産分割が終了するまでの間は引き続きその家に住み続けることが認められました。

しかし、この取り扱いでは相続人以外の第三者がその住宅を相続した場合や被相続人に反対の意思表示があった場合の保護に欠けるという問題がありました。そこでより一層の保護を図るというものが今回の配偶者居住権の創設の狙いです。

【配偶者短期居住権改正法の概要】

- ・相続開始時に、被相続人の持ち家に住んでいた配偶者は相続開始から6か月が経過する日、または遺産分割の終了によりその家に誰が住むかが確定した日まで居住し続けられる。
- ・居住権の範囲は配偶者が無償で使用していた部分に限られる。
- ・第三者への賃貸などの収益目的の利用は認められない。
- ・相続によって当然に権利が発生する。
- ・登記請求権は認められない。
- ・建物が第三者に遺贈された場合や配偶者が相続放棄をした場合、その建物の所有者が権利消滅の申入れ後6か月経過するまでその建物に居住可能。
- ・遺産分割の計算上考慮されない。
- ・譲渡することはできない。

配偶者短期居住権は配偶者居住権は長期居住権（後述）と違い相続によって当然に発生しますが権利の内容は限定的です。第三者への賃貸もできず、所有者に対する登記請求権もありません。

また、配偶者は賃料相当額の利益を得ることになりますが遺産分割の計算上はこれを考慮する必要はないと考えられています。よって配偶者は相続財産から自分の取り分を確保しつつも常に6か月間は引き続き住宅に住み続けられることになります。

無料 相続・遺言 相談会実施中
0120-512-432

【配偶者居住権改正法の概要】

- ・相続開始時に、被相続人の持ち家に住んでいた配偶者はその持家に原則として終身の間無償で使用、収益できる。
- ・遺言または遺産分割で定めておく必要がある。
- ・居住権の範囲はその家の全部に及ぶ。
- ・配偶者に登記請求権が認められる。
- ・遺産分割の計算上考慮される。
- ・譲渡することはできない。

一方、配偶者居住権は相続開始後当然に発生する配偶者短期居住権とは違い、遺言や遺産分割で定めなければなりません。ただ、遺産分割で揉める可能性もありますので遺言によりあらかじめ定めておく方がいいでしょう。その分配偶者短期居住権よりも強い権利内容となっています。所有者に対する登記請求権もありますし、財産的価値もありますので遺産分割の計算上その価値が考慮されます。

2. 長期間婚姻している夫婦間で行った 居住用不動産の贈与等の保護

現行民法では、持ち家を配偶者に生前贈与をした場合、遺産分割において生前贈与されたものをいったん遺産に持戻してそれぞれの相続分を計算するのが原則です。しかし、配偶者が持ち家の生前贈与を受けた場合その財産的価値が比較的大きいことから他の相続財産を取得することができずに生活資金確保のために結局その家を手放さざるを得ないケースが見られました。

そこで、婚姻期間が20年以上ある配偶者の一方が他方に対し、
その居住用不動産を遺贈又贈与した場合は、原則として
計算上特別受益を受けたものとして取り扱わなくてよい
こととなりました。

これは、配偶者の長年に渡る貢献を考慮し
その貢献に報いるとともに、配偶者の老後の生活を
保護しようとする狙いがあります。
これにより配偶者の住居を確保しつつ、
他の財産も十分確保することが可能となり
配偶者の老後の生活保障に資することになります。

また、遺産が自宅と少しの預貯金のみという家庭は多く、
また、そういう家庭ほど相続で揉めるケースが多いのも事実です。
こういった制度や遺言を上手く活用して相続人間での争いを未然に防ぎたいものです。



【長期間婚姻している夫婦間の居住用不動産の贈与等の保護 改正法の概要】

- ・婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住している建物又はその敷地について、
所有権又は配偶者居住権が遺贈・贈与された場合、持戻し免除の意思表示が推定される。
- ・例外的に贈与者の持戻しの意思表示を証明するなど推定が覆された場合には遺産に持戻される。

3. 他の配偶者の保護のための制度の活用

配偶者に対する生前贈与への保護としては「贈与税の配偶者控除の特例」という制度もあります。

【適用要件】

- ①婚姻期間（婚姻届日から贈与日まで）が**20年以上の夫婦間の贈与**であること。
- ②居住用不動産を取得するための金銭または居住用不動産現物の贈与であること。
- ③贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与を受けた居住用不動産または、贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産を居住のように供し、かつ、その後引き続き居住し続けること
- ④この特例を受ける旨の確定申告を行うこと。
- ⑤同一配偶者間で、過去にこの特例の適用を受けていないこと。

贈与する場合は2,000万円分は非課税となり、さらに贈与税の基礎控除額110万円と合わせて**最大2,110万円が非課税**となります。

また、相続税に関しても配偶者は1億6,000万円又は法定相続分のいずれか高い金額が控除されます。今回の配偶者に関する相続法改正もふまえると、配偶者への保護がより強固になったと言えます。

4. おわりに

このように今回の相続法の改正で配偶者への保護がより強化され、長年苦楽を共にしてきた配偶者が相続の開始後に生活に困窮することのないような法整備が図られたと言えます。もちろんそれぞれの制度にメリット、デメリットがありますので自分の置かれた環境に合わせて上手に活用してみてはいかがでしょうか。

3. アプローチ相談室

～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～



担当：後藤 泉名

遺言書を勝手に開けてはダメと聞いたことがありますなぜですか？

実は、封印のある遺言書は、勝手に開けてしまうとダメな場合があります。民法1004条1項によると「遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者がいない場合において、相続人が発見した後も、同様とする。」とされています。

民法上は遺言書を発見したらまず始めに、原則「検認」をしなさいと言っているのです。

検認とは、「家庭裁判所が遺言書の形式、態様などをチェックし、偽造や変造を防ぎ、保存を確実にする目的でされるもの」です。

※家庭裁判所は遺言書を開封して、用紙・日付・筆跡・訂正箇所の署名や捺印の状況や遺言書の内容を確認してから検認調書を作成します。

民法1004条2項によると、公正証書遺言については、検認の必要はありません。

公正証書遺言の場合は、遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授したうえ、公証人が作成する遺言のため、形式や態様が問題になる可能性は低く、また原本が公証役場に残るため、変造されても原本と比較することができ、変造の危険性が低いのです。

検認をせずに開封してしまっても、遺言の効力自体に影響はありません。

一方、検認をせずに開封をしてしまった者は、5万円以下の過料に処せられるとされています。(民法1005条)

遺言書を勝手に開けてしまうといけないというのは、ご存じ無い方も多いいらっしゃいますので、お気を付けてください。



4.アプローチ女子会

～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

担当：大杉 美恵子

11月19日（金）、アプローチ女子会が開催されました。場所は「金山正肉酒場せきや」。大正5年創業4代続く瀬戸市の老舗「せきや精肉店」さんとのタイアップのお店とのことだけあって、肉好き女子たちの期待はMAX！期待を裏切らない、ステーキ、肉寿司、そしてメインのしゃぶしゃぶ鍋、もつ鍋！どれもおいしくて、ぺろりといただいちゃいました。店員さんも優しいし、騒いでも大丈夫な個室もあり、とーってもおススメのお店です！

もちろん飲み放題で、お酒もすすむ♪
ガソリン入って、話も尽きず、気づいたら終電ギリギリ！
あっという間に4時間以上たっていました（笑）



私ごとですが、入社してまだ4か月半。
こんなに忙しく仕事をしたのは、久しぶり（笑）仕事中は忙しくて、
なかなかプライベートなお話を聞く時間も余裕もありません（余裕がないのは私だけかも・・・）。
お酒もすすんで、みなさんと色々なお話ができる、とってもいい機会でした。アプローチの昔話
もいろいろ聞けて、面白かったです！

女子社員16人中14人出席！！！
なんと出席率9割近く！アプローチ女子の仲の良さを示していると思いませんか？
本当にみなさん優しいし、良い方ばかり。もっと仕事を覚えて、みなさんのお手伝いができる
ようになりたい！と思える素敵な職場で働けて「幸せだなあ」としみじみ。
次回の女子会を楽しみに（笑）、また3か月頑張って働きます！
では、次回の女子会コーナーもお楽しみに♪

5.アプローチからのお知らせ

◎H30. 11. 12 司法書士 田中真由美が
相続・民事信託セミナーの講師をさせていただきました！
アスト津にて、相続・民事信託について講義をさせていただきました。
安心な老後の備えのために、困った状況にならないためのノウハウをお伝えさせて頂きました。
質問も多く飛び交い、大好評のセミナーとなりました。
ご参加くださった皆様、誠にありがとうございました。

◎H30. 11. 28 「不動産仲介業者が知っておくべき
認知症対策セミナー」を開催しました！
司法書士 安立裕司と田中真由美がセミナー講師をさせていただきました。
第一部は「高齢者の不動産取引について」何も対策をしていなかつたらどうなるか？を、
第二部は、「認知症対策の実例」について実務上どのような対策をしているか、
どのような方法があるのかをお話させていただきました。
約20名の方がご参加ください、熱心にご聴講いただきました。
ご参加くださった皆様、誠にありがとうございました。



◎H30. 11. 30 第39回アプローチセミナーを開催しました！

今回は、弁護士法人隼綜合法律事務所の弁護士 加藤幸英先生をお招きして相続法改正の内容要点について図などを用いて分かりやすく解説していただきました！
話題のテーマであったこともあり、参加者の皆様も真剣なご様子でした。
講義の最後には、たくさんの質問も頂き、大好評のセミナーとなりました。
加藤先生、ありがとうございました。



6.アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様にお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていこうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講師内容については、ご要望に沿えるように致します。

休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

【例】

1. 新発見？！謄本の見方・使い方
2. 今さら聞けない登記手続のキソの基礎
3. 相続勉強会（初級・中級・上級 編）
4. 最大限あなたの希望を叶える！遺言の作り方
5. “株式会社”だけじゃない！会社設立のツボ教えます。
6. 失敗事例から学ぶ事業承継
7. これで安心。終活セミナー～任意後見契約・死後事務委任契約・リビングウィル・遺言～等



7.アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ（AMC）」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典

入会金10,800円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。

無料特典	1 特製ブック等プレゼント (非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「卓上カレンダー」など、 今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,400円)となります。
	3 お役立ち情報提供※	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供
	4 セミナー参加権※	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家 (弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介いたします。
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせて頂きます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%OFF
割引特典	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の 20%OFF
	8 財産管理表の作成	通常料金54,000円～を50%OFF
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を20%OFF
	10 相続税シミュレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シミュレーション料を20%OFF

※各種割引を適用させて頂く為、ご依頼の際はAMC会員様である旨をお申し出下さいますようお願い致します。

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さった方のみに配信させて頂きます。

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax (052)228-0714

<http://www.approach.gr.jp> soudan@approach.gr.jp

